

淀川水系流域委員会 御中

2002. 12. 23

余野川ダム建設についての意見

箕面市民私は余野川ダム建設に次の理由により反対します。

1. 「水と緑の健康都市」をも視野に入れた地元の箕面市でさえ料金が高くなる等の理由で、余野川ダムの水は使わないと、いち早く決定しています。

その他の阪神間の各地でも、客観的にはむしろ水余りの状態が続いており、将来においても、余野川ダムから水の供給を受ける必要性は想定出来ません。したがって、利水の必要から余野川ダムを建設するというのは根拠がありません。

2. 治水面から考えてみると、計画では荒唐無稽なほど高値の「基本高水」が設定されています。これでは計画の説得力が乏しく、むしろ「はじめにダム建設ありき」から出発したことを疑わせます。勿論、治水面は全く手を拱いていてよいということではありません。水害を防ぐには、コンクリートのダムではなく総合的な治水対策が必要です。例えば河川の狭い区間を改修したり、流域貯留、遊水地、調整池の整備などです。

少なくとも余野川ダム計画で射程にしている地域では、これらの総合的な治水対策のみが必要にしてかつ十分な条件であると考えます。したがって治水の必要から余野川ダムを建設するというのは根拠がありません。

3. 余野川ダム予定地を一度歩いてみるとわかることですが、そこは里山であり、雑木林、珍しい小鳥のさえずり、鹿の足跡、炭焼きがまなど、かけがえのない（一度失うと取り返しのつかない）環境です。このような環境と引きかえに、私たちが次世代に手に入れるものは何か？あまりにも空しい話ではありませんか。

4. 余野川ダム本体の建設だけでも 500 億円以上かかると言われています。この費用を国が負担するにしても、府、市が負担するにしても税金の無駄使いです。まして、このデフレ、失業者増大の状況下、私たち市民にとっても、府民にとっても、日本の社会にとっても「百害あって一利なし」のダム建設の中止を一刻も早く決定すべきです。今迄使った費用は無駄になりますが、傷口が広がらないうちに決断実行すべきです。長野では数百億円費やしたダム建設を中止したではありませんか。

過ちを改めるにためらうことなかれ！

12月5日の委員会及び12日の猪名川部会等を拝聴しまして、感じました3点について、私の意見を述べさせていただきます。

1. 水系を一貫とした整備計画の必要性

本委員会による提言（案）の内容及び審議過程等を拝聴して、時代の変化を身近に感じますと共に今後の公共事業の実施に当り、流域住民の理解と合意を得る手法として新たな視点に立った方向性を示すものと思いました。

また、本審議過程全般を通じて私なりに感じた印象は、余りにも環境に関する側面が強く、そして狭窄部の開削やダム建設に対する考え方に象徴されるように地先主義の色彩を著しく感じました。

現行の河川法の理念は、我が国の経済社会の進展と国土の均衡ある発展のための基盤をなす治水事業の推進には、以前の区間主義を改め、水系一貫の河川管理体系による全体計画の確立を前提とした治水事業が計画的に行うこととされており、この考えに逆行しているように感じました。

特に、淀川水系においては、琵琶湖総合開発事業を始めダム事業等が国と地方の適正な財政負担並びに上下流が一体となった「近畿は一つ」の協力体制のもとに実施していきたく過去の経緯等による財産を今後の事業の推進に当たって生かすべきと思います。この考え方は、今後時代の変化があっても近畿圏の一体的かつ総合的な発展を継げるためには欠くことのできない条件であると思います。

また、本委員会の審議或いは提言（案）には、各流域における将来の経済社会の展望がなされていないため、河川整備計画が何の目的のために必要なかが不明確で、むしろ規制計画のように感じられることから、折角ここまで纏め上がられたことから、治水事業が地域の発展と国民の安全性を確保する上で、不可欠な夢のある河川整備計画の指針となる提言にしてほしいと思います。

2. 利水計画における利水の安全度

提言（案）における利水に関する理念は、「水供給管理」から「水需要管理」への転換が記述されていますが、考え方には理解できますが河川管理者が策定する整備計画への提言とした場合には、どうかと思います。

河川管理者は、水利権行政を所管しておりますが水需要管理に対しては間接的な立場にあり、むしろ水利権行政で課題となっている水利用の用途変更や工業用水の未使用水利権の処理方法等において、現行法に対する課題点の提言が必要と思われます。

提言（案）による淀川水系の利水計画は、理念を受けて水需要管理を主体に記述されていますが、水系内の利水安全度を如何ほどに確保した地域社会を形成するのかの記述がないように思う。一般的に我が国の利水安全度は、10年に1回の渇水を基準としていますが、米国の大都市は既往最大渇水をまたロンドン等においては50年に1回の渇水を基準としていることから、本地域における将来の安全度を如何にあるべきか、そのための水源

確保をどうするのかの議論が必要と思います。

淀川水系は、他の河川に比して琵琶湖を有しているため安全度高いとされているが、水は市民生活や産業活動において最も重要な基盤をなすことから、京阪神都市圏は全国に先駆けて水の心配がない地域に早く整備して、それをキャッチフレーズとしたPRを積極的に行い、産業や人口が立地しやすいような条件整備しなければ、関西圏はますます地盤沈下しかねないと思います。

3. ダム建設に対する意見

淀川流域委員会でのダム建設に関する議論を拝聴して感じますことは、治水・利水計画等を立案する場というより、ヒステリックなダム叩きの社会現象を見ているように思えます。確かに指摘されていることは理解できますが、公共事業によって安全度や利便性等を向上させる事業を行えば、必ず大なり小なりの環境破壊・喪失は免れることは不可能でトレードオフの関係にあります。

従って、治水・利水計画の策定に当たっては、水系を一貫とした全体計画にあって、個別事業の採択は地域の特性や各種の整備方法について評価を行い、その採択基準を明確すれば問題はなく、あえて最初の段階でハンディを付け、計画手法の選択肢を狭める必要のないものと考えられます。

12月5日の第15回委員会での「ダムのあり方」の内容から12月12日の猪名川部会を始め各部会を経るに従い、ダムに関して厳しい内容に変化している。私の考え方は、兵庫県河川課長が述べられた考え方が現実的だと思います。また、個別ダムで見ますと余野川ダムは、流域外貯留ダムであって上下流の連続性を遮断するものでなく、溜池に相当する計画と考えられる。また、丹生ダムにおいても、湛水がほぼ川上までに及ぶことから前者と同様であり、むしろダム建設によって新たに創出される景観と生態系を如何に望ましい方向へ誘導するか総合的な技術の議論があつて良いのではないかと、本事業の進展度から考えて思います。

新たな河川整備をめざして -淀川水系流域委員会 提言-

1 対象となる提言

(1) ページ・行 3-4 16行

提言の文章

河川敷は河川の一部として本来のあるべき姿とかけ離れたものとなっている。高水敷に設けられた施設は、本来堤内に設置すべきものであり、暫定的なものであると意識すべきである。高水敷の利用は「人間中心の利用」から「河川の自然環境を重視した利用」へと適正な利用が行われるような方策を講じていかなければならない。

(2) ページ・行 4-8 7行

提言の文章 (1) 基本的な考え方

高水敷の整備等については、堤内などで代替できる機能については、長期的には堤内地内に移行することを目標とする。したがって新規の整備は原則として認めるべきでない。

(3) ページ・行 4-9 10行

提言の文章 (4) 水辺移行帯

無秩序な・・・水辺移行帯積極的に創出する。

(4) ページ・行 4-9 17行

提言の文章 (5) 高水敷利用

高水敷に・・・新規の整備は認めるべきでない。

2 上記の提言に対する意見

本市を流れる野洲川は、幾度の洪水により貴重な生命財産を奪ってきましたが、関係機関のご尽力のおかげで、周辺自治体および住民の念願である大改修事業が昭和 54 年に概成し、近代的な河川に改修されました。

守山市を流れる現状の河川においても未改修の河川や大改修がなされた河川などがあるなか、「本来のあるべき姿」を示すことは大変難しいのではないのでしょうか。

野洲川等の改修がなされた河川のあり方はどの様にあるべきか、河川の流下能力を低下させないよう高水敷や河道については適正な維持管理（高水敷や河道の伐木や除草）が必要と考えます。

野洲川については、平成 8 年 3 月に有識者を含めた“明日の野洲川を考える懇談会”にて野洲川の川づくりについての提言をいただくとともに、平成 8 年 4 月 1 日に“ふるさとの川整備河川”の指定を受け、平成 10 年 6 月 11 日守山市、栗東市、野洲町において“ふるさとの川整備事業”の認定を受け整備を進めているところであります。

野洲川の空間整備については、ふるさとの川整備方針の基本テーマとして「人と人との出会い、ふれあいが楽しい川辺」、整備方針として「まちづくりに寄与する水辺空間整備」「野洲川の貴重な自然の保全と育成」「野洲川らしさを活かした空間利用」「清流のふるさとの復活」「野洲川と地域住民との関係の新たな構築」を掲げ整備を進めている状況であります。

以上のことから、改修河川の高水敷等は、適正な管理を必要することから、そうした空間を沿岸住民の親水空間として環境学習や人々の交流の場として必要に応じて有効に活用すべきと考えます。

国近整猪調第 36号
平成14年12月27日

淀川水系流域委員会
芦田委員長 様

国土交通省近畿地方整備局
猪名川工事事務所長 上下 芳夫

「提言素案を含む諸資料に関する地域における意見」について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

国土交通省猪名川工事事務所では、河川の安全を確保しつつ、都会のオアシス“猪名川”づくりにおいて、より幅広い地域の声を反映させるために直轄区間を上流・下流に分け、猪名川ラブリバー懇談会を設置して関係する各市の方々と様々な検討を行っているところであります。今回、ラブリバー懇談会を開催し、懇談会委員の方々に『河川整備計画(案)策定に対する流域委員会の提言について』と題し、修正素案 021113 版を用いてその内容説明を行ったところ、多数のご意見をいただいております。

その中には、提言の内容そのものに関わるものから流域委員会が出されているニュースターの記事に関するものまで様々なご意見があります。これらの地域における意見をご考慮いただき、今後の流域委員会をよりよいものとしていただければと考えております。

● 猪名川ラブリバー懇談会とは

猪名川ラブリバー懇談会とは、河川の安全を確保しつつ、都会のオアシス“猪名川”づくりにおいて、より幅広い地域の声を反映させるために猪名川工事事務所が主催し、関係する各市の方々とともに様々な検討を行うものです。

猪名川は、上流と下流では河川および周辺地域特性が異なることから、ラブリバー懇談会も池田市と川西市を上流、伊丹市と豊中市と尼崎市を下流として分け、平成12年2月(上流)、3月(下流)を第1回とし、これまで上下流とも全5回開催しています。

同懇談会は、上下流とも座長は姫路工業大学服部教授に御願ひし、委員については各市より推薦いただいた方々(行政、商工会議所、教育関係、自治会、PTA等)に御願ひしております。

これまで行った懇談会のテーマは、以下に示すとおりです。

- ・第1回猪名川ラブリバー懇談会
テーマ: 発足会
- ・第2回猪名川ラブリバー懇談会
テーマ: 猪名川の現状(治水)
- ・第3回猪名川ラブリバー懇談会
テーマ: 猪名川の現状(利水・環境)

- ・第4回猪名川ラブリバー懇談会
テーマ:川づくりとまちづくり
- ・第1回猪名川ラブリバー意見交換会(沿川活動団体18団体参加)
テーマ:都会のオアシス猪名川への期待
- ・第5回猪名川ラブリバー懇談会
テーマ:「河川整備計画(案)策定に対する流域委員会の提言について」

● 上流ラブリバー懇談会でいただいた代表的な意見について

11/19(火)に開催された第5回猪名川上流ラブリバー懇談会でいただいた流域委員会に関連する代表的な意見は以下のとおりです。

- ・提言の中の「地域の水防を担ってきた水防団についても…」の記述(p.2-1)について、消防組織法を踏まえた実態をしっかりと把握して記述し、「消防団及び水防団」として欲しいとの指摘があった。
- ・「川に活かされた利用」(p.3-3)とはどういう意味か理解しにくいため、もっと簡単な表現にして欲しいとの意見があった。
- ・環境時代の水質管理の仕組みをつくりあげる必要があるといってる(p.4-12)一方で、水質の目標の達成すべき状態を明示することが難しいという(p.4-13)のは、矛盾しているのではないかという指摘があった。

敬具

■ お問い合わせ先 (事務局)国土交通省 近畿地方整備局 猪名川工事事務所

調査課長 山田、流域調査係長 植田

TEL 072-751-1111(代表)

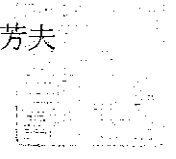


平成 14 年 12 月 27 日

淀川水系流域委員会
庶務 御中

国土交通省近畿地方整備局

猪名川工事事務所長 上下 芳夫



「提言素案を含む諸資料に関する地域における意見」について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

国土交通省猪名川工事事務所では、河川の安全を確保しつつ、都会のオアシス“猪名川”づくりにおいて、より幅広い地域の声を反映させるために直轄区間を上流・下流に分け、猪名川ラブリバー懇談会を設置して関係する各市の方々と様々な検討を行っているところであります。今回、ラブリバー懇談会を開催し、懇談会委員の方々に『河川整備計画(案)策定に対する流域委員会の提言について』と題し、修正素案 021113 版を用いてその内容説明を行ったところ、多数のご意見をいただいております。

その中には、提言の内容そのものに関わるものから流域委員会が出されているニュースレターの記事に関するものまで様々なご意見があります。これらの地域における意見をご考慮いただき、今後の流域委員会をよりよいものとしていただければと考えております。

● 猪名川ラブリバー懇談会とは

猪名川ラブリバー懇談会とは、河川の安全を確保しつつ、都会のオアシス“猪名川”づくりにおいて、より幅広い地域の声を反映させるために猪名川工事事務所が主催し、関係する各市の方々とともに様々な検討を行うものです。

猪名川は、上流と下流では河川および周辺地域特性が異なることから、ラブリバー懇談会も池田市と川西市を上流、伊丹市と豊中市と尼崎市を下流として分け、平成 12 年 2 月(上流)、3 月(下流)を第 1 回とし、これまで上下流とも全 5 回開催しています。

同懇談会は、上下流とも座長は姫路工業大学服部教授に御願いし、委員については各市より推薦いただいた方々(行政、商工会議所、教育関係、自治会、PTA等)に御願いしております。

これまで行った懇談会のテーマは、以下に示すとおりです。

- ・第 1 回猪名川ラブリバー懇談会
テーマ: 発足会
- ・第 2 回猪名川ラブリバー懇談会
テーマ: 猪名川の現状(治水)
- ・第 3 回猪名川ラブリバー懇談会
テーマ: 猪名川の現状(利水・環境)
- ・第 4 回猪名川ラブリバー懇談会

テーマ:川づくりとまちづくり

- ・第1回猪名川ラブリバー意見交換会(沿川活動団体18団体参加)

テーマ:都会のオアシス猪名川への期待

- ・第5回猪名川ラブリバー懇談会

テーマ:「河川整備計画(案)策定に対する流域委員会の提言について」

- 上流ラブリバー懇談会でいただいた代表的な意見について

11/19(火)に開催された第5回猪名川上流ラブリバー懇談会でいただいた流域委員会に関連する代表的な意見は以下のとおりです。

・流域委員会猪名川部会ニュース第13号 p.12の消防団についての記述(地元意見)が間違っている(「夏だけ水防を兼ねている」は「年間を通じて水防にもあたっている」、「普段は20人程度」は「幹部が31人」、「川西市防災本部」は「川西市水防本部」との指摘があった。

・猪名川部会ニュース第13号 p.12について、たとえ猪名川の水道水は汚いと地元住民が言っても、人が言ってる考え方をすぐ記事にすることが問題ではないかと言う指摘があった(実際に大阪府の水道管理者が来て、猪名川の水はおいしいと言っているのを聞いており、決して汚いわけではない等々)。

敬具

- お問い合わせ先 (事務局)国土交通省 近畿地方整備局 猪名川工事事務所

調査課長 山田、流域調査係長 植田

TEL 072-751-1111(代表)

平成15年1月9日

株式会社三菱総合研究所 関西研究センター御中

高時川治水対策促進協議会 会長 北村 又郎



湖北土地改良区 理事長 酒井 研



流域委員会に対する指摘書

新河川法において定めることとされている河川整備計画に関して、その案を作成するに当たり学識経験者の意見を聴く場として淀川水系流域委員会が設置され、これまで精力的に活動されてきました。

しかしながら、流域委員会の運営や議論の内容に関して、多くの事項において不信や疑問がありますので、要望も含めて以下に指摘します。なお、当指摘を委員共有の情報とし、各位に真摯に受け止めていただきたく存じます。

1. 新河川法において河川整備計画は河川整備基本方針に沿って定めることになっているにもかかわらず、河川整備基本方針が定められていないままに河川整備計画作成のための流域委員会が進められている。そもそも河川整備基本方針は、国土交通大臣が河川審議会の意見を聴いて定めねばならないほど重要である。この手続きを無視しての河川整備計画作成は法手続き上の問題がある。近畿地方整備局はこの点に関して明確な説明をしていない。
2. 「流域委員会とは」の説明資料では、委員は準備委員会による推薦の他に一般からの公募も含めて選出されていること、また、幅広い分野で構成され地域の特性に詳しい委員も含まれていることから、委員構成は適切であるように記述されている。しかし、議論を拝聴し客観的に判断して、多くの委員はこれからの河川整備のあり方の判断を委ねうる代表者としては適わないと言わざるを得ない。すなわち、地域の特性に詳しいと称されている委員の大部分は、観念的なダム反対論者である。また、環境関係を専門とする委員の多くは本質的に公共事業に批判的である。よって、委員構成が適切でない。
3. このように偏った委員構成の中で、多数意見として環境面に偏狭した提言がなされようとしている。環境に関係する専門家が環境分野の保全を主張する気持ちは理解できなくもないが、委員の立場としては専門分野に関する知識・情報の提供にとどめるべきである。河川整備という重要な国土の有り様に対して、一部の良識的な委員を別として、観念的かつ憶測による判断で無責任な意見が多く述べられている。

4. 公共事業計画に関しては、広い視野からの判断が求められる。河川管理者が河川整備計画の案を作成するに当たっても、参考とする意見は広く聴かねばならない。流域委員会に対しては、様々な意見が自治体や一般から提出されているにも拘わらず、それらの意見が流域委員会の提言に反映されていない。その結果、提言の論調はダムを基本的に否定するような極端にダム反対論者側の主張となってしまう、広い視野を欠いた内容となっている。
5. 河川管理者は、国民生活の安全・安定・安心を委ねられている立場にある。しかしながら、決して国民を代表してはおらず適切な委員構成と言えない流域委員会に、河川整備計画策定に当たっての基本的な事項を丸投げしてしまっている。河川管理者は、流域委員会の提言は最大限尊重するとしているが、最大限尊重しなくてはならない意見は他にも多くある。河川管理者が、流域委員会の提言を十分に尊重しながら参考にするまでは理解できるが、河川整備計画策定を進めるに当たってこれに縛られることがあってはならない。
6. ダム事業は、地域社会や自然環境に及ぼす影響は大きなものとなる。また、事業完成までには、関係者の調整に極めて長い年月が費やされる。このような事情にも拘わらず、現在進められているダム事業が存在している理由は、そのダム事業が必要だからである。河川管理者は、その必要性を明確に示す責任がある。
7. 平成4年から琵琶湖水位管理が開始され、琵琶湖総合開発事業が完了したように思われている。しかし、これは水資源開発公団による琵琶湖開発事業いわゆる「水だし事業」が終了しただけであり、琵琶湖総合開発事業が完了したわけではない。しかも、滋賀県が「水だし」に同意したのは、琵琶湖総合開発事業における地域開発事業の進捗を条件としたものである。丹生ダムは地域開発事業の一環として位置づけられている事業であり、丹生ダム事業の進捗に支障が生じるようなことになれば、琵琶湖水位管理においても、今後、支障が生じることは避けられないと考えていただきたい。
8. 琵琶湖開発事業により、下流府県は治水・利水ともに大きな恩恵を受けている。一方で、我々のところでは、琵琶湖の自然な水位変動を犠牲にしたことにより琵琶湖の環境悪化に拍車がかかり、治水・利水においてもなんら得るところがない。我々としては、丹生ダムにより高時川の洪水対策を図るとともに不特定用水の補給を得、先祖からの念願であった治水、利水における安全・安定・安心を早く手にしたい。
9. 環境保全が大切なことは理解できるが、下流府県向けの事業で琵琶湖環境をいたぶりながら、地元向け事業では環境を足枷にするのは納得できない。そもそも、丹生ダムが環境にどれだけの負荷があるかも知ろうとせず、頭から環境への影響を問題視する進め方は誤りである。河川管理者も、丹生ダムの環境への影響でのプラス面、マイナス面を多岐にわたって明確に示す必要がある。

2003年1月13日

淀川水系流域委員会

委員長 芦田和男 様

宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田 稔

天ヶ瀬ダム再開発計画（ m^3 / 秒放流計画）の再検討・中止の要請

12月13日付け朝日新聞は、「淀川水系5ダム見直し」「国交省方針、中止の可能性」の見出しで「国土交通省近畿地方整備局は12日、淀川水系で整備中の五つのダム事業を見直す方針を明らかにした。今後の河川整備計画について住民らの意見を聴く淀川水系流域委員会（委員長＝芦田和男京大名誉教授）の部会に示した。」「同委員会はダム建設を認めない内容の提言をまとめる方向で協議しており、淀川水系で『脱ダム』が進む可能性が出てきた。見直し対象は丹生、大戸川、余野川、川上、天ヶ瀬の5ダム。」「同整備局はこの日、・・・猪名川部会に提出した資料に、ダムについて『計画の内容を見直す』と明記した。」「今後20～30年間で視野に入れた淀川水系河川整備計画の策定に向けて、同委員会は『ダム建設を原則的に抑制する』『建設する場合は住民の合意が得られた場合に限る』との提言を年明けにもまとめる方向。ダム建設に厳しい歯止めをかける内容だが、同整備局は『提言は尊重する』との立場を示している」と報道しました。私たちは本当にうれしく思い、貴委員会の答申が待ち望まれる状況でした。

しかし、去る1月10日の地元京都府宇治市の新聞・洛南タイムスは「天ヶ瀬ダム開発見直し問題で」の見出しで「昨年12月に急浮上した同ダムを含めた淀川水系5ダムの計画見直しについて、国土交通省の諮問機関・淀川水系流域委員会が『自然環境へ及ぼす影響が大きい。原則、ダム建設は認めないが、改修計画のある天ヶ瀬ダムは環境への大きな影響がない』など、委員会としてとりまとめる提言内容がここ数日にわたって報道されたことを受け、近いうちに関係流域自治体に、計画変更点での内容説明がなされてくるのではないかと、」と報道し、また地元の新聞・城南新報では「どうなる！？天ヶ瀬ダム再開発」「委員会提言『ダム開発、原則凍結』淀川水系」の見出しで、記事の中で「委員会の一人は『天ヶ瀬ダムは環境への大きな影響がないが、残りのダムは水需要の減少や他の治水対策によって必要性が低く、中止される可能性が高いのではないかと』との見方をしているとのことだが、」と報道しました。

天ヶ瀬ダムの再開発・ m^3 / 秒放流は環境に大きな影響がないどころでなく、宇治市域ではたいへんな問題を引きこしています。

私たちは、貴委員会に次の点で天ヶ瀬ダム再開発・ m^3 / 秒放流計画の再検討・中止をしていただくよう要請いたします。

第1に、宇治川は宇治上神社・平等院という二つの世界遺産のバッファゾーンを形成し

ています。宇治川の自然景観と宇治上神社・平等院など世界遺産を含む歴史的建造物群とその景観は一体のものです。これらは宇治市の都市格を決定付けるものです。

それゆえに宇治川の自然景観・歴史的景観を大きく変えてしまう宇治川改修計画は宇治市議会でもたびたび問題となり、市民の間でも大きな疑問を呼んでおり、再検討を求める声、反対の声があります。とりわけ宇治橋から上流の地域が問題です。

12月15日開催された宇治市都市景観審議会主催の景観シンポジウムで宇治川は宇治の景観の背骨として位置付けられ、平等院周辺一体は宇治の景観の心臓部でありこれを守らないと死んでしまうとまでいわれており、その後の宇治市都市景観審議会の審議でも同様の認識がなされています。

宇治川改修工事によって、古くは橋島と塔ノ島が東側約半分を削り取られましたが、最近では、本流の河床掘削への対策として①天ヶ瀬吊橋から塔ノ島まで宇治川左岸に沿って1キロメートル以上の石積みの導水管が敷設され、自然の右岸と比べてひどい景観破壊が。②塔ノ島が石積み仕切り堤防によって左岸とつながれ、島が島でなくなり、喜撰橋から上流の景観は見るも無残。派川は水量が極端に減少して藻が繁殖し、時には悪臭で観光客から苦情がよせられています。

宇治川改修工事はいよいよ最終段階にきています。塔ノ島周辺の宇治山田地区(亀石から観流橋)では、いま、宇治川の河床を数メートル掘削する工事を前に護岸工事が行われています。名勝「亀石」周辺の景観は台無しとなります。宇治川を埋め立て公園化する護岸工事は直ちに中止し、再検討する必要があります。

その上、河床の掘削が行われると宇治川は死にます。水生生物への影響も心配です。いまならまだ宇治川は再生の可能性はあります。

第2に、 m^3 / 秒の放流は下流の河川の危険性を増大させると考えられます。 m^3 / 秒の放流は宇治川がかって経験したことのない通水量です。河川幅を拡大し、堤防工事をおこなったといってもその安全性に疑問があります。

防災を考えた場合、人為的な m^3 / 秒の放流でなく、今急いでやるべきは下流の堤防の漏水対策工事を完全に急いでおこなうことであると考えます。

天ヶ瀬ダムの m^3 / 秒放流が宇治川改修工事の根拠です。がしかし、 m^3 / 秒放流はいまやその必要性の根拠となっていた琵琶湖岸浸水の解消、水需要という根拠が大きく変化しており、また大戸川ダムを含むダム開発の凍結は大きな変化です。

したがって、貴委員会が宇治川をとりまく現況をご賢察の上、天ヶ瀬ダム再開発計画(m^3 / 秒放流計画)を再検討・中止されますよう要請いたします。

以上

天ヶ瀬ダム再開発計画（ m^3 / 秒）と宇治川改修計画の再検討・中止を

平成の愚挙・宇治川景観破壊を考える！

「千年の宇治」といわれる宇治のまちを特徴付けているものは何か。琵琶湖から流れ出した瀬田川が宇治川と名前を変えて山間部を抜け、平野に出てきたところに宇治のまちが広がっています。東側の山並みと南側の丘陵、その間を自然豊かな景観の宇治川が北流し、古より人々がその景勝を愛で、貴族の別荘が建てられるなどしてきました。右岸の上流から興正寺、恵心院、朝日焼、宇治神社、宇治上神社、橋寺、通圓茶屋など、塔ノ島に十三重塔、左岸は上流から花やしき浮舟園、平等院、県神社、橋姫神社、お茶の上林家など、また少し離れて白川の白山神社と地蔵院、三室戸寺や黄檗山万福寺などの数多くの歴史的建造物群があり、宇治茶とそれらに接する市民の暮らしがあります。宇治を特徴付ける背骨ともいえる宇治川の景観が宇治川改修工事で台無しになってきています。

最近では、①天ヶ瀬吊橋から塔ノ島まで宇治川左岸に延々と石積みの導水管が敷設され、②塔ノ島が石積み仕切り堤防によって左岸とつながれ、喜撰橋から上流の景観は見るも無残。派川は水量が極端に減少して藻が繁殖し、淀川工事事務所が年数回藻を除去せざるを得ず、時には悪臭で観光客から苦情がよせられる状況となりました。

いま宇治川改修工事は最終段階の河床の掘削工事を前にして名勝「亀石」周辺で宇治川を埋め立て公園化する護岸工事が行われています。亀石の景観は台無しになります。河床の掘削によって宇治川の自然形態は大激変します。

全国では治山・治水の総合的な考えからダム工事そのものが見直しされる時代、宇治川改修計画も抜本的に再検討する必要があります。琵琶湖の状況を見ても m^3 / 秒放流の必要性は減少しました。

淀川工事事務所との懇談で「現状で毎秒 m^3 の水が流れれば宇治川は決壊するのか」と質問したことに対して、関係者は、「宇治橋から下流はすでに川幅拡幅や堤防補強が行われ毎秒 m^3 の通水能力はあり、宇治橋上流は現状で毎秒 m^3 の水が流れれば水はあふれるが宇治橋で河川に戻る」、「琵琶湖の水漬きを早く解消するために毎秒 m^3 を流す。河川が毎秒 m^3 の通水能力に改修されなければ m^3 は流さない」ということでした。

必要性がなくむしろ危険な毎秒 m^3 の水を流すために宇治橋から上流の日本に一つしかない景観を破壊してほしくない、守ってもらいたいと思うのは当然ではないでしょうか。宇治川の自然景観と宇治上神社・平等院など世界遺産を含む歴史的建造物群とその景観は一体のものです。その破壊は国際的な背信行為です。

宇治川の河床の掘り下げがなければ、道水管も塔の川の石積み仕切り堤防も必要ありません。

河床の掘削をやめて、破壊された景観を再生してもらいたい。

「亀石」が陸に上がり、平成の愚挙・宇治川破壊の生き証人とならないように直ちに工

事を中止し、計画を見直すべきだと思うのです。